

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年9月14日

学校法人 産業医科大学

契約担当役

常 務 理 事 志村 幸久

1 工事概要

- (1) 工 事 名 産業医科大学駐車場整備工事 (R8)
- (2) 工 事 場 所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
- (3) 工 事 概 要 本工事は、産業医科大学の職員駐車場確保のための舗装改修を行うものである。
- (4) 工 期 契約締結日から令和9年3月26日まで

2 入札参加資格

- (1) 令和7・8年度において学校法人産業医科大学における建設工事に係る競争参加資格を有する者であること。
- (2) 国土交通省九州地方整備局が通知する令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書における工事種別のうち、建築工事の等級区分が「D」以上であること。
- (3) 応札企業における工事経験
 - ① 工事实績
平成23年度以降に元請けとして完成した次の同種工事の実績を有すること。
※同種工事とは、以下の要件を満たす外構工事を含む建築物の新築、又は改修工事とする。
 - ・外構工作物の整備範囲面積500㎡以上
- (4) その他
 - ① 公告日から入札日までの期間に九州地方整備局等から指名停止を受けていないこと。
 - ② 福岡県内に本支店又は営業所を有すること。

3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
学校法人 産業医科大学 財務部 契約課 施設契約係
TEL 093-691-7185（契約課 施設契約係 直通） FAX 093-692-6651
- (2) 仕様書等の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 令和8年9月14日（月）から令和8年9月25日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで

② 交付場所 上記3（1）に同じ

（3） 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

① 入札書の提出期限 令和8年10月13日（火）16時00分まで

② 入札書の提出場所 上記3（1）に同じ

③ 入札書の提出方法 窓口に提出すること。

④ 入札の日時及び場所 令和8年10月14日（水）14時00分から
産業医科大学 事務局本部2階 会議室

4 その他

（1） 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2） 入札保証金 免除

（3） 契約保証金 納付

（4） 入札の無効

① 本公告に示した競争契約参加資格のない者のした入札

② 提出書類に虚偽の記載をした入札

③ 入札に関する条件に反する入札

（5） 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。

（6） 手続きにおける交渉の有無 無

（7） 契約書作成の要否 要

（8） 詳細は入札心得書による。

工 事 仕 様 書

1. 工事名称 産業医科大学駐車場整備工事（R8）
2. 工事場所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
3. 工事期間 契約締結日から 令和9年3月26日 まで
4. 工事項目 本工事は、産業医科大学の職員駐車場確保のための舗装改修を行うものである。
これらの工事仕様書に基づき下記工事を行なう。

I 建築工事（工作物） 舗装

改修一式

II 電気設備 構内外灯設備

改設一式

5. 見積用提供図等
 - 1) 見積用図面 別添（設計図面） 一 式
 - 2) 工事数量公開 別添（工事数量書） 一 式参考資料として公開、提供するものである。

6. 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」（令和7年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書」（令和7年版）による。

7. 特記仕様

- 1) 発生材処理 関係法令等を遵守し適切に処理する。
①建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）について
本工事は建設リサイクル法に該当するため、関係法令を遵守し適切に処理する。
なお、発注者が行う届出については、工事請負者が代行するものとする。
- 2) 建築材料等 本工事に使用する材料は、設計図書に規定するものとする。又はこれらと同等と記載した材料については、監督員の承諾を受けて使用すること。
- 3) 特別な材料の工法 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書」（令和7年版）に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受けて当該製品の指定工法によるものとする。
- 4) 騒音振動の防止 工事の実施に当たっては騒音・振動の抑制に努めるものとし、その実施場所、規模及び時間などを事前に協議し監督員の承諾を得ること。
- 5) 既存建物及び工作物との取り合い 工事中、本工事範囲外の部分に汚損を生じさせた場合は、監督員に報告するとともに承諾を受けて請負者の責任において原型に修復するものとする。また、工事費の算出においては現場調査を実施し、発生する盛替等の仮設工事費とその調査費用、その他工事により撤去復旧を必要とする費用は請負金に含ませるものとする。
- 6) リスク管理 工事部分及びその周辺は大学施設業務中の為、養生及び設備インフラ関係のリスク管理はもとより、第3者災害防止や防塵対策などを確実にこなうこと。また、その費用は請負範囲内において実施するものとする。
- 7) 作業時間 原則として工事は昼間の作業とするが、特別な作業（騒音・振動作業等）で大学・病院施設へ影響を及ぼす工事は、監督員との事前打合せにより大学との調整後にその作業時間を決定し施工すること。
- 8) 施工技術の確保 請負者は、当該工事を施工するに当たり、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置し施工技術を確保するように努めること。

9) その他

工事にあたり、施工要領・安全対策・大学関係部門へのリスク管理要領等を盛り込んだ「施工計画書」を事前に作成し、監督員に提出・承諾を得た上で実施する。

10) 条件明示

本設計図書に示す工事内容及び工事数量は、概数設計及び概数である。
工事施工中に工事受注者により実施した測量及び調査報告書に基づき大学
担当者と協議のうえ相違があれば変更契約の対象とする。

8. 部分使用の開始時期及び範囲

契約書第35条による部分使用開始時期は、令和9年3月1日とし、範囲は次
による。

「整備⑤（研究所西棟東側空地）、「整備⑥（3号館・1号館前）、及び
「整備④（7000棟南側空地）」

工事数量公開の説明書

工事名：産業医科大学駐車場整備工事（R8）

1. 数量公開とは

本工事における数量公開とは、予定価格のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を、「参考資料」として公開、提供するものである。

2. 提供する数量書について

数量公開にあたり提供する電子データは次のとおりとする。

- (1)「工事数量公開の説明書」（本紙）PDF 形式
- (2)「工事費数量書」PDF 形式

3. 数量の取扱いについて

数量書は、入札者等の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に公開、提供するものであり、工事請負契約書第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）ではなく、参考資料（参考数量）として取扱うこととする。

4. 数量書について

(1) 数量書の内容及び公開範囲

数量書は、予定価格のもととなる工事費内訳書から、単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したものである。

(2) 数量書の数量

数量書における数量は、原則として次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築工事積算基準（統一基準 平成 28 年 12 月改訂）
- ・建築数量積算基準、公共建築設備数量積算基準（統一基準 令和 5 年 3 月改訂）

(4) 数量書の共通費積算

数量書における共通費積算は、原則として次の基準に基づき作成している。

- ・公共建築工事共通費積算基準（統一基準 令和 8 年 3 月改訂）

5. 数量書に対する質問について

- (1) 本数量書に対して質問がある場合においては、入札心得書の「4 仕様書等に対する質問」に従い質問書を提出すること。ただし、仕様書等に対する質問書とは区別した質問書とすること。

なお、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。

- (2) (1)の質問に対する回答は、入札心得書の「4 仕様書等に対する質問」に従い閲覧に供する。

産業医科大学駐車場整備工事（R8）

工 事 数 量 書

令和8年8月

学校法人 産業医科大学 総務部

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
産業医科大学駐車場整備工事（R8）							
直接工事費							
I	建築工事		1.0	式			
II	電気設備工事						
	直接工事費 計						
共通費							
A	共通仮設費		1.0	式			
	共通仮設費	積上げ分	1.0	式			
B	現場管理費		1.0	式			
C	一般管理費等		1.0	式			
	共通費 計						
	合計（工事価格）						
	消費税相当額		1.0	式			税率 10%
	総合計（工事費）						

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	建築工事						
1	整備①（4000棟前）工事		1.0	式			
2	整備②（5000棟跡地）工事		1.0	式			
3	整備③（6000棟前）工事		1.0	式			
4	整備④（7000棟南側空地）工事		1.0	式			
5	整備⑤（研究所西棟 東側空地）工事		1.0	式			
6	整備⑥（3号館・1号館前）工事		1.0	式			
	計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	整備①（4000棟前）工事						
	既存樹木伐採工（大）	樹高5m超 幹回りφ20cm超 積込・運搬・処分費含む	31.0	本			
	既存樹木伐採工（中）	樹高3～5m 幹回りφ10～20cm 積込・運搬・処分費含む	30.0	本			
	既存樹木伐採工（小）	樹高3m未満 幹回りφ10cm未満 積込・運搬・処分費含む	30.0	本			
	除草工	積込・運搬・処分費含む	970.0	m ²			
	L型側溝撤去	積込・運搬・処分費含む	5.5	m			
	同上アスファルト舗装撤去	積込・運搬・処分費含む	5.5	m			
	不陸整生・転圧		970.0	m ²			
	砂利敷き	再生クラッシャーランt=50	675.0	m ²			
	トラロープ	反射付	255.0	m			
	乗り入れブロック		5.5	m			
	同上アスファルト舗装		5.5	m			
	車止め	鉄筋打込み	26.0	基			
	計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	整備②（5000棟跡地）工事						
	除草工	積込・運搬・処分費含む	230.0	m ²			
	砂利敷き	再生クラッシャーランt=50	1,400.0	m ²			
	トラロープ	反射付	473.0	m			
	車止め	鉄筋打込み	48.0	基			
	計						

	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	整備③（6000棟前）工事						
	既存樹木伐採工（大）	樹高5m超 幹回りφ20cm超 積込・運搬・処分費含む	46.0	本			
	既存樹木伐採工（中）	樹高3～5m 幹回りφ10～20cm 積込・運搬・処分費含む	25.0	本			
	既存樹木伐採工（小）	樹高3m未満 幹回りφ10cm未満 積込・運搬・処分費含む	7.0	本			
	除草工	積込・運搬・処分費含む	1,170.0	m ²			
	遊戯撤去	積込・運搬・処分費含む	1.0	式			
	L型側溝撤去	積込・運搬・処分費含む	6.0	m			
	同上アスファルト舗装撤去	積込・運搬・処分費含む	6.0	m ²			
	不陸整生・転圧		1,170.0	m ²			
	砂利敷き	再生クラッシャーランt=50	1,030.0	m			
	トラロープ	反射付	306.0	m			
	乗り入れブロック		6.0	m			
	同上アスファルト舗装		6.0	m			
	車止め	鉄筋打込み	14.0	基			
	計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	整備④（7000棟南側空地）工事					
	既存樹木伐採工（大）	樹高5m超 幹回りφ20cm超 積込・運搬・処分費含む	2.0	本		
	除草工	積込・運搬・処分費含む	1,450.0	m ²		
	既設平板撤去	積込・運搬・処分費含む	3.0	m ²		
	L型側溝撤去	積込・運搬・処分費含む	1.0	式		
	同上アスファルト舗装撤去	積込・運搬・処分費含む	5.1	m ²		
	不陸整生・転圧		1,511.0	m ²		
	砂利敷き	再生クラッシャーランt=50	1,120.0	m		
	トラロープ	反射付	398.0	m		
	乗り入れブロック		5.1	m		
	同上アスファルト舗装		5.1	m		
	既存ますかさあげ・調整		2.0	箇所		
	アスファルト舗装	路盤工 再生クラッシャーランt=100	61.0	m ²		
	アスファルト舗装	プライムコート	61.0	m ²		
	アスファルト舗装	再生密粒度 T=50	61.0	m ²		
	計					

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5	整備⑤（研究所西棟 東側空地）工事					
	区画線引き	白W150	149.0	m		
	計					

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
6	整備⑥（3号館・1号館前）工事					
	既存ベンチ・テーブル撤去	積込・運搬・処分費含む	1.0	式		
	同上平板復旧	支給品	290.0	枚		
	整備範囲内の平板撤去・復旧	積込・運搬・処分費含む	110.0	枚		
	支給平板小運搬		400.0	枚		
	トラロープ	反射付	213.0	m		
	計					

名 称		摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅱ	電気設備工事						
1	構内外灯設備	整備③内 撤去	1.0	式			
2	構内外灯設備	整備④内 新設	1.0	式			
	計						

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	構内外灯設備（整備③内 撤去）					
	配線ルート調査費	1.0	式		28,500	
	雑材消耗品	1.0	式		4,750	
	撤去労務費	GLレベル撤去、基礎は残置	1.0	式	47,500	
	破線端末処理費	ハンドホール内テープ処理	1.0	式	23,800	
	撤去品運搬処分費		1.0	式	19,000	
	計				123,550	

名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	構内外灯設備（整備④内 新設）					
	LEDモールライト	水銀灯250形相当ワイド配光	2.0	台		
	ポール	地上高 4.5m	2.0	本		
	ポール用アダプター	1 灯用	2.0	個		
	スパイラル管	φ 500 L=1100mm	2.0	本		
	基礎掘削費		1.0	式		
	生コンクリート打設費		1.0	式		
	接地工事（材工）	ED種設置抵抗測定含む	2.0	箇所		
	FEP管	FEP30	100.0	m		
	同上付属品		1.0	式		
	埋設表示シート	低圧 2 部	100.0	m		
	PEP管掘削費		1.0	式		
	電線・ケーブル	CV5.5-2C	100.0	m		
	電線管		3.0	本		
	同上付属品		1.0	式		
	同上支持材		1.0	式		
	配線用遮断器	MCCB2P20AT	1.0	個		
	自動点滅器	100V6A	1.0	個		
	雑材消耗品		1.0	式		

【別紙明細】

[illegible]

別添、設計図面

I 設計概要

1.建物概要

産業医科大学駐車場整備工事 (R8)			
氏 名	学校法人 産業医科大学 理事長 生田 正之		
郵便番号	807-8555		
住 所	福岡県北九州市八幡西区医学生ヶ丘1番1号		
電話番号	093-603-1611		
地名地番	福岡県北九州市八幡西区医学生ヶ丘1-1、10、60、緑第一丁目106-17、106-18、106-19、106-20、106-21		
住居表示	福岡県北九州市八幡西区医学生ヶ丘1番1号		
都市計画区域の 内外の別等	☒ 都市計画区域内 (☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域 ☐ 区域区分非設定) ☐ 準都市計画区域内 ☐ 都市計画区域及び準都市計画区域外		
防火地域	☐ 防火地域	☐ 準防火地域	☐ 指定なし
その他の区域 地域、地区、街区	☐ 法第22条区域	☐ 法第52条第7項適用区域	
幅 員	20.00 m	敷地に接している部分の長さ	361.01 m
敷地面積	345,058.89 m ²		m ²
用途地域等	一 種 中 高 等		
許容容積率	200 %	%	%
許容建ぺい率	60 %	%	%
敷地面積合計	345,058.89 m ²		
建築可能な容積率	200.00 %		
建築可能な建ぺい率	60.00 %		
備考			

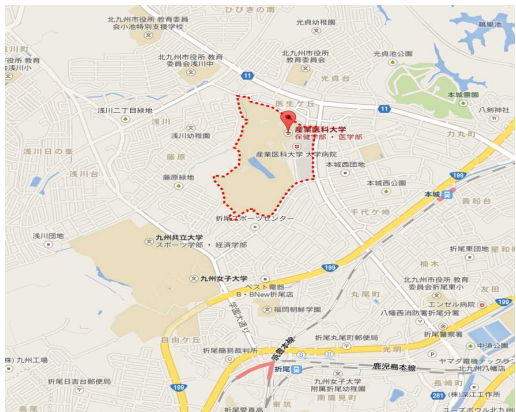
主要用途				(区分)			
工事種別	改修						
建築面積	計画部分		計画以外の部分		合計		
【建築面積】		m ²		m ²		m ²	
【延べ率】		%					
延べ面積	計画部分		計画以外の部分		合計		
【建築物全体】		m ²		m ²		m ²	
【	】	m ²		m ²		m ²	
【	】	m ²		m ²		m ²	
【延べ面積】		m ²					
【容積率】		%					
高さ	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m			
階数	地上	階	地下	階	塔	屋	階
構造		造	一部	造			

[illegible]

2.工事概要

[illegible][illegible]

3.案内図



Ⅱ 建築改修工事仕様

1.共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年版」による。以下「標準仕様書」という。
- (2) 図中の【O-○○-○】内の数字は建築工事標準詳細図の図解番号を示す
- (3) 図中の【DT-○○】内の数字は部分詳細図の図解番号を示す
- (4) 「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」で規定している「監督職員」は「監理者」と読み替える

2.特記仕様

- (1) 項目は、番号の前に●印の付いたものを使用する
(2) 特記事項は、●印の付いたものを使用する
●印の付かない場合は、※印の付いたものを使用する
●印と※印の付いた場合は、共に使用する
(3) 特記事項に記載の〔 〕内は表示番号は、「改修標準仕様書」の当該項目、当該表及び当該図を示す
(4) 特記事項に記載の〔 〕内は表示番号は、「標準仕様書」の当該項目、当該表又は当該図を示す
(5) 製造所名は、五十音順に「株式会社」等の記載は省略する。また、()内は製品名を示す

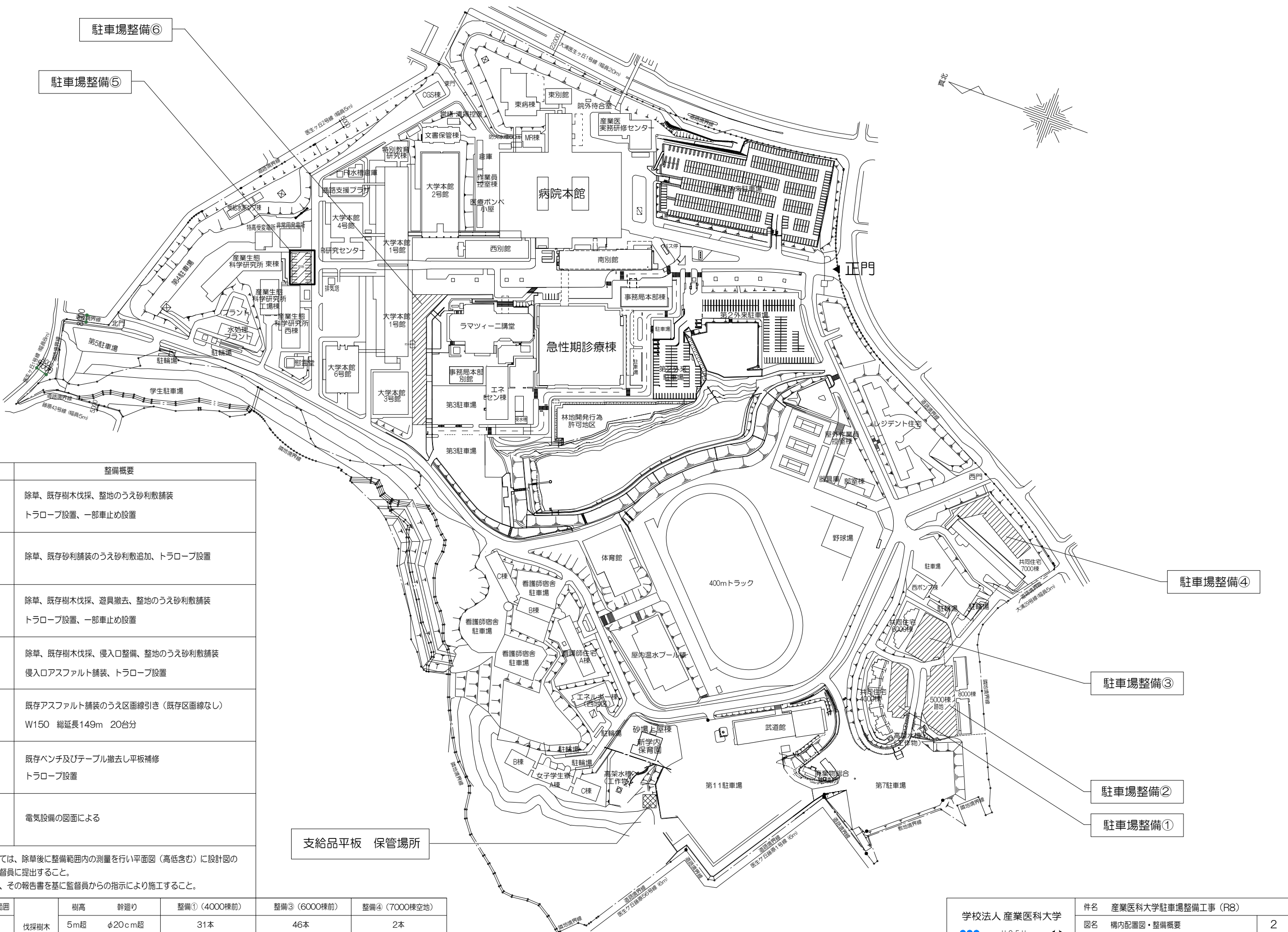
項 目	特 記 事 項
1. 一般共通事項 ● 1. 適用基準等	● 建築工事標準詳細図 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成28年版） ・ 工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編（平成30年版） 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 ・
2. 工事実績情報の登録	※ 適用する [1.1.4]
3. 品質計画	建築基準法に基づく風圧力区分等が必要とする場合は次による ・ 3章 ・ 5章 ・ 9章 ・ 風速（ $V_{0=}$ ） ・ 地表面粗度区分（Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ ・ Ⅳ） ・ 積雪区分 H12 建設令第1455号 別表（ ）
4. 電気保安技術者	※ 適用する [1.3.3]
5. 案件明示項目	※ 施工は片側毎に行い、車両の通行を確保する。
● 6. 発生材の処理等	・ 現場説明書による ● 構外搬出適切な処理 [1.3.12] ・ 引渡しを要するもの（ ） ・ 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ） ・ 現場において再利用を図るもの（ ） 再資源化を図るもの ・ アスファルトコンクリート塊 ・ セメントコンクリート塊 ・ 建設発生木材 受入れ施設名（ ） 受入れ場所（ ） 仮置場所（ ） ・ その他再資源化を図るもの ・ 受入れ施設名（ ） 受入れ場所（ ） 仮置場所（ ） ・ ひ素、カドミウム含有せっこうボードの処理 ※ 適用する ・ 石綿含有せっこうボードとひ素・カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理 ※ 適用する ・ PCB含有シーリング材 # ・ 分析調査 ・ 撤去
7. 環境への配慮	化学物質を放散させる建築材料等 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する品質及び性能を有するものとし、次の1)～5)を満たすものとする 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単層積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする 3) 接着剤はフタル酸ジ-nブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない難燃発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする 5) 1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は次のとおりとする。 規制対象外 ① JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ② 建築基準法施工令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③ 下記表示のあるJAS適合品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 第三種 ④ JIS及びJASのF☆☆☆☆品 ② 建築基準法施工令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③ IBJASのEco品 ④ IBJASのFco品
● 8. 材料の品質等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質計画及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3) 安定的な供給が可能であること (4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること

	なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関（(社)公共建築協会 他）が発行する資料等の写しを監理者に提出して承諾を受けるものとする また、商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監理者の承諾を受ける																								
● 9. 特別な材料の工法	改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製造所の指定工法による																								
10. 技能士	[1.6.2] <table><tr><th>適用工事種別</th><th>技能検定の職種</th></tr><tr><td>防水改修工事</td><td>・ アスファルト防水工作業 ・ 塗膜防水工作業 ・ 左官 ・ 合成ゴム系シート防水工作業 ・ シーリング防水工作業 ・ 建築板金</td></tr><tr><td>外壁改修工事</td><td>・ 左官 ・ タイル張り ・ 塗装（建築塗装作業） ・ 樹脂接着剤注入施工</td></tr><tr><td>建具改修工事</td><td>・ サッシ施工 ・ ガラス施工</td></tr><tr><td>内装改修工事</td><td>・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ・ 建築大工 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表装（壁装作業） ・ タイル張り ・ 左官</td></tr><tr><td>塗装改修工事</td><td>・ 塗装（建築塗装作業）</td></tr><tr><td>前宸改修工事</td><td>・ 鉄筋施工 ・ コンクリート圧送施工 ・ 型枠施工 ・ とび ・ 鉄工</td></tr><tr><td>ブロック、ALC工事</td><td>・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工</td></tr><tr><td>石工事</td><td>・ 石材施工（石張り施工）</td></tr><tr><td>植栽工事</td><td>・ 造園</td></tr></table>	適用工事種別	技能検定の職種	防水改修工事	・ アスファルト防水工作業 ・ 塗膜防水工作業 ・ 左官 ・ 合成ゴム系シート防水工作業 ・ シーリング防水工作業 ・ 建築板金	外壁改修工事	・ 左官 ・ タイル張り ・ 塗装（建築塗装作業） ・ 樹脂接着剤注入施工	建具改修工事	・ サッシ施工 ・ ガラス施工	内装改修工事	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ・ 建築大工 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表装（壁装作業） ・ タイル張り ・ 左官	塗装改修工事	・ 塗装（建築塗装作業）	前宸改修工事	・ 鉄筋施工 ・ コンクリート圧送施工 ・ 型枠施工 ・ とび ・ 鉄工	ブロック、ALC工事	・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工	石工事	・ 石材施工（石張り施工）	植栽工事	・ 造園				
適用工事種別	技能検定の職種																								
防水改修工事	・ アスファルト防水工作業 ・ 塗膜防水工作業 ・ 左官 ・ 合成ゴム系シート防水工作業 ・ シーリング防水工作業 ・ 建築板金																								
外壁改修工事	・ 左官 ・ タイル張り ・ 塗装（建築塗装作業） ・ 樹脂接着剤注入施工																								
建具改修工事	・ サッシ施工 ・ ガラス施工																								
内装改修工事	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ 内装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） ・ 建築大工 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 表装（壁装作業） ・ タイル張り ・ 左官																								
塗装改修工事	・ 塗装（建築塗装作業）																								
前宸改修工事	・ 鉄筋施工 ・ コンクリート圧送施工 ・ 型枠施工 ・ とび ・ 鉄工																								
ブロック、ALC工事	・ ブロック建築 ・ ALCパネル施工																								
石工事	・ 石材施工（石張り施工）																								
植栽工事	・ 造園																								
11. 化学物質の濃度測定	[1.7.9] 施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、報告すること 判定はパッシブ型採取機器により行う 測定対象箇所 測定箇所数 濃度測定の具体的方法 官庁営業部におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について（平成24年4月5日 国営第4号）に準ずる																								
12. 製本製図の提出	受注者の負担で、下記設計書を製本（表紙及び背表紙には、年度、工事名などを明朝体文字明記）し、指定部数を監理者に提出する 設計図A1版縮画複写図製本（ ・ 1部 ・ 部 ） 設計図A3版縮画複写図製本（ ・ 1部 ・ 2部 ）																								
● 13. 提出書類	● 監理者の指示するもの																								
14. 立会検査、試験等	・ なお、場外立会検査に要する諸費用は、全て受注者の負担とする																								
15. 試験機関	コンクリート及び鋼材の試験 ※ 公的機関 ※ 監理者の承諾する機関 なお、試験に要する諸費用は、全て受注者の負担とする																								
16. 施工图等の取扱い	当該建築物に限る施工图等の著作権に係わる使用権は、発注者に移譲するものとする																								
17. 設備工事との取合い	施工图（製作図を含む） 各設備機種の位置、各設備工事との取合いなどの検討ができる資料及び図面を提出して、監理者の承諾を受けること 複合図 ※ 作成する ※ 作成しない 監理者の指示により、備品、機器等の配置と必要な設備記号（電気・空調・衛生設備等）をプロットした施工图（平面詳細図、天井計画図、展開図等）（縮尺1/50） （複合図作成に必要な資料収集、製図業者等との打合せ含む）																								
● 18. 技術検査	※ (1.6.2)(a)(1)及び(1.6.2)(a)(3)による (1.6.2) ・ (1.6.2)(a)(1)及び(1.6.2)(a)(3)によるほか(1.6.2)(a)(2)（中間技術検査） (・ 1回 ・ 2回 ・)																								
● 19. 完成図（竣工図）等	※ 完成図を受注者の責任において作成する (1.7.1～1.7.3)(表1.7.1) ・ 表1.7.1による ・ 表1.7.1による他（ ・ 特定天井図 ・ 昇降機設備 ・ 機械式駐車場 ・ ）を作成する 完成図全頁（完成図に含まれる施工图、施工計画書は除く）に以下の注意書きを記載する 「本完成図は、完成建築物の基本情報を記載したものです。工事に際して作成された施工图等の詳細情報と合わせてご利用ください」 ※ 完成図の製本提出 ・ 完成図（原図） A-1サイズ3ツ折図面ケース入 部数 ※ 1部 ・ 完成図（製本） A-1サイズ2ツ折白焼黒文字 部数 ※ 2部 ・ 完成図（縮小版第2原図） A-3サイズ2ツ折図面ケース入 部数 ※ 1部 ・ 完成図（縮小版製本） A-3サイズ2ツ折白焼黒文字 部数 ※ 1部 ● 完成図（データ） ※ DWG ◎ PDF ・ DXF 部数 ※ 1部 ・ 施工图、複合図の製本提出（内容については監理者の指示による） ・ 施工图（製本） A-1サイズ2ツ折白焼黒文字 部数 ※ 1部 ・ 施工图（縮小版製本） A-3サイズ2ツ折白焼黒文字 部数 ※ 2部 ・ 施工图（データ） ・ DWG ・ PDF ・ DXF 部数 ※ 3部 ・ 複合図（製本） A-1サイズ2ツ折白焼黒文字 部数 ※ 1部 ・ 複合図（縮小版製本） A-3サイズ2ツ折白焼黒文字 部数 ※ 2部 ・ 複合図（データ） ・ DWG ・ PDF ・ DXF 部数 ※ 3部 ・ 施工計画書等 適宜 部数 ※ 1部 ・ 保全に関する資料 ※ 1.7.3(a)(1)～(5) 部数 ※ 2部 ・ 上記のもの他に予備品一覧表 部数 ※ 2部 ・ 上記のもの他に工事関係者一覧表 部数 ※ 2部																								
● 20. 写真写真	下記の物を監理者に提出する。ただし、原稿は撮影業者の保管とする 製本形式 ※ 中折れ組み製本(A4版) ・ アルバム金文字製本 ※ 市販写真帳 <table><tr><th>分類・規格</th><th>撮影箇所数</th><th>部数</th><th>原稿の大きさ(mm)</th></tr><tr><td>・ モノクローム ※ キャビネ版 ※ ベタ焼</td><td>外部（ ） 内部（ ）</td><td>※ 2 ・</td><td>※ 100×125以上</td></tr><tr><td>● カラー ※ リ判</td><td>外部（11箇所） 内部（ ）</td><td>※ 1 ・ 6</td><td>※ 100×125以上 ・ デジタルカメラ</td></tr><tr><td>・ カラーパネル ・ 全紙 ・ 半切</td><td>外部（ ）</td><td>※ 1 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ イレハネ ・ 四切</td><td>外部（ ）</td><td></td><td></td></tr><tr><td>● 電子データ（デジタルカメラ）</td><td>外部（11箇所） 内部（ ）</td><td>※ 1 ・</td><td>※ CD-R保存</td></tr></table> ・ 他に外観正面1カット（カラーキャビネ版）のみ（ ）枚提出 100×125以上の原稿を使う場合は、監理者にあらかじめ焼を提出し確認を受ける 撮影業者 ※ 監理者の承諾する撮影業者 電子データはCD-R保存とし、解像度：300dpi、写真幅（長辺方向）：1,800ピクセル、	分類・規格	撮影箇所数	部数	原稿の大きさ(mm)	・ モノクローム ※ キャビネ版 ※ ベタ焼	外部（ ） 内部（ ）	※ 2 ・	※ 100×125以上	● カラー ※ リ判	外部（11箇所） 内部（ ）	※ 1 ・ 6	※ 100×125以上 ・ デジタルカメラ	・ カラーパネル ・ 全紙 ・ 半切	外部（ ）	※ 1 ・		・ イレハネ ・ 四切	外部（ ）			● 電子データ（デジタルカメラ）	外部（11箇所） 内部（ ）	※ 1 ・	※ CD-R保存
分類・規格	撮影箇所数	部数	原稿の大きさ(mm)																						
・ モノクローム ※ キャビネ版 ※ ベタ焼	外部（ ） 内部（ ）	※ 2 ・	※ 100×125以上																						
● カラー ※ リ判	外部（11箇所） 内部（ ）	※ 1 ・ 6	※ 100×125以上 ・ デジタルカメラ																						
・ カラーパネル ・ 全紙 ・ 半切	外部（ ）	※ 1 ・																							
・ イレハネ ・ 四切	外部（ ）																								
● 電子データ（デジタルカメラ）	外部（11箇所） 内部（ ）	※ 1 ・	※ CD-R保存																						

別添、設計図面

21. 設計QL	データ形式：TIFF又はJPEGとする	※ 図示	・ 設計QL＝現状GL															
● 2.仮 設 工 事																		
● 1. 工事用水	構内既存の施設	※ 利用できない	● 利用できる （ ※ 有償 ・ 無償 ）															
● 2. 工事用電力	構内既存の施設	※ 利用できない	● 利用できる （ ※ 有償 ・ 無償 ）															
● 3. 交通誘導員	※ 大型車両通行時は2名配置すること。																	
● 4. 夜間安全対策	※ 工事場所の仮設物には、夜間点灯装置を設置すること。																	
● 22.舗 装 工 事																		
● 1. 路床	盛土に用いる材料 (22.2.3) (表22.3.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種																	
● 2. 路盤	舗装の種類と路盤の厚さ (22.3.2) (22.3.3) (表22.3.1) <table><tr><td>舗装の種類</td><td colspan="2">路盤の厚さ (mm)</td></tr><tr><td></td><td>車道部</td><td></td></tr><tr><td>● アスファルト舗装</td><td>● 図示</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 路盤材料 (22.3.3) (表22.3.1) ※ 再生クラッシャーラン (RC-40) ・ クラッシャーラン (C-40) 又はクラッシャランスラグ (CS-40)			舗装の種類	路盤の厚さ (mm)			車道部		● アスファルト舗装	● 図示							
舗装の種類	路盤の厚さ (mm)																	
	車道部																	
● アスファルト舗装	● 図示																	
● 3. アスファルト舗装	<table><tr><td>舗装の種類</td><td>車道部の基層</td></tr><tr><td>※ アスファルト舗装</td><td>※ 無し ・ 有り</td></tr></table> (22.4.2) アスファルト ※ 再生アスファルト ・ ストレートアスファルト (22.4.3) (表22.4.1) 加熱アスファルト混合物の種類 (22.4.4) (表22.4.4) <table><tr><td>区分</td><td>※ 一般地域</td><td>・ 寒冷地域</td></tr><tr><td>表層</td><td>※ 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 細粒度アスファルト混合物(13)</td><td>※ 密粒度アスファルト混合物(13F) ・ 細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)</td></tr><tr><td>基層</td><td colspan="2">・ 粗粒度アスファルト混合物(20)</td></tr></table> シールコート ※ 行わない ・ 行う (施工範囲：) (22.4.5) アスファルト混合物の抽出試験 ※ 行わない ・ 行う (22.4.6)			舗装の種類	車道部の基層	※ アスファルト舗装	※ 無し ・ 有り	区分	※ 一般地域	・ 寒冷地域	表層	※ 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 細粒度アスファルト混合物(13)	※ 密粒度アスファルト混合物(13F) ・ 細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)	基層	・ 粗粒度アスファルト混合物(20)			
舗装の種類	車道部の基層																	
※ アスファルト舗装	※ 無し ・ 有り																	
区分	※ 一般地域	・ 寒冷地域																
表層	※ 密粒度アスファルト混合物(13) ・ 細粒度アスファルト混合物(13)	※ 密粒度アスファルト混合物(13F) ・ 細粒度ギャップアスファルト混合物(13F)																
基層	・ 粗粒度アスファルト混合物(20)																	
● 4. 砂利舗装	● 再生クラッシャーラン (粒度調整砕石 RM-25)																	
● 5. 街きょ、縁石及び側溝	縁石 ※ 図示 (21.3.1) (21.3.2) (21.2.1) (22.8.3)																	
6. 路面表示用塗料	路面表示塗料 品名 JIS K 5665による ※ 3種1号 ・ 寸法 幅(mm) ※ 150 厚さ(mm) ※ 1.0 施工 溶融式 路面表示位置・仕様等は、道路交通法(※ 準拠する ・ よらない)																	
● 7. トラロープ	● 反射標識ロープ 製造所・品名 (株) ユタカメイク YBH1020 (約10mm) 程度 ● ロープ止め ダイドーハント丸型 呼び径6×長さ200mm程度 固定間隔 1000mm																	

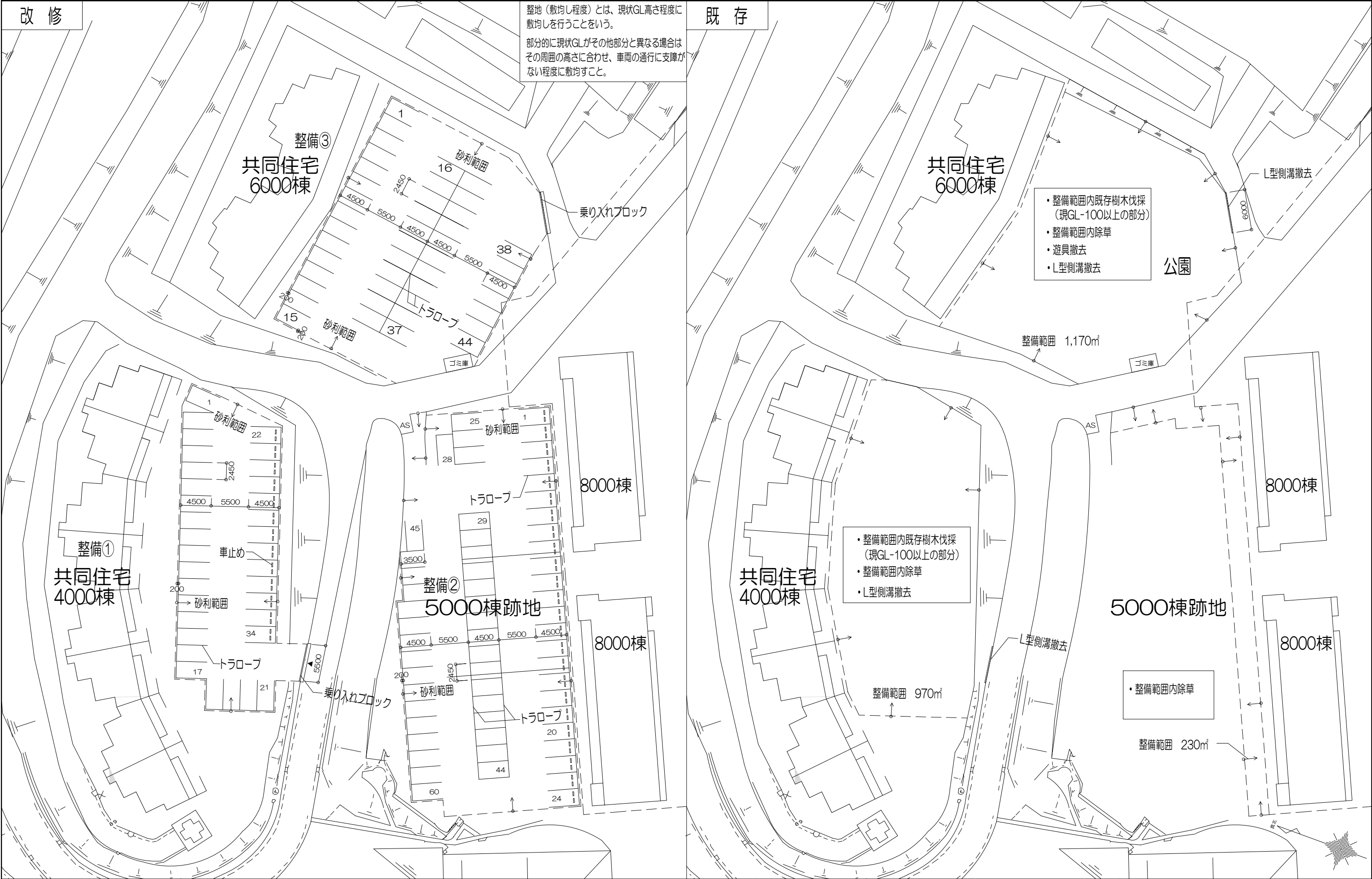
件名 産業医科大学駐車場整備工事（R8）		
図名 改修特記仕様書		1
縮尺 ー	日付 令和8年(2026)	8
産業医科大学 総務部		



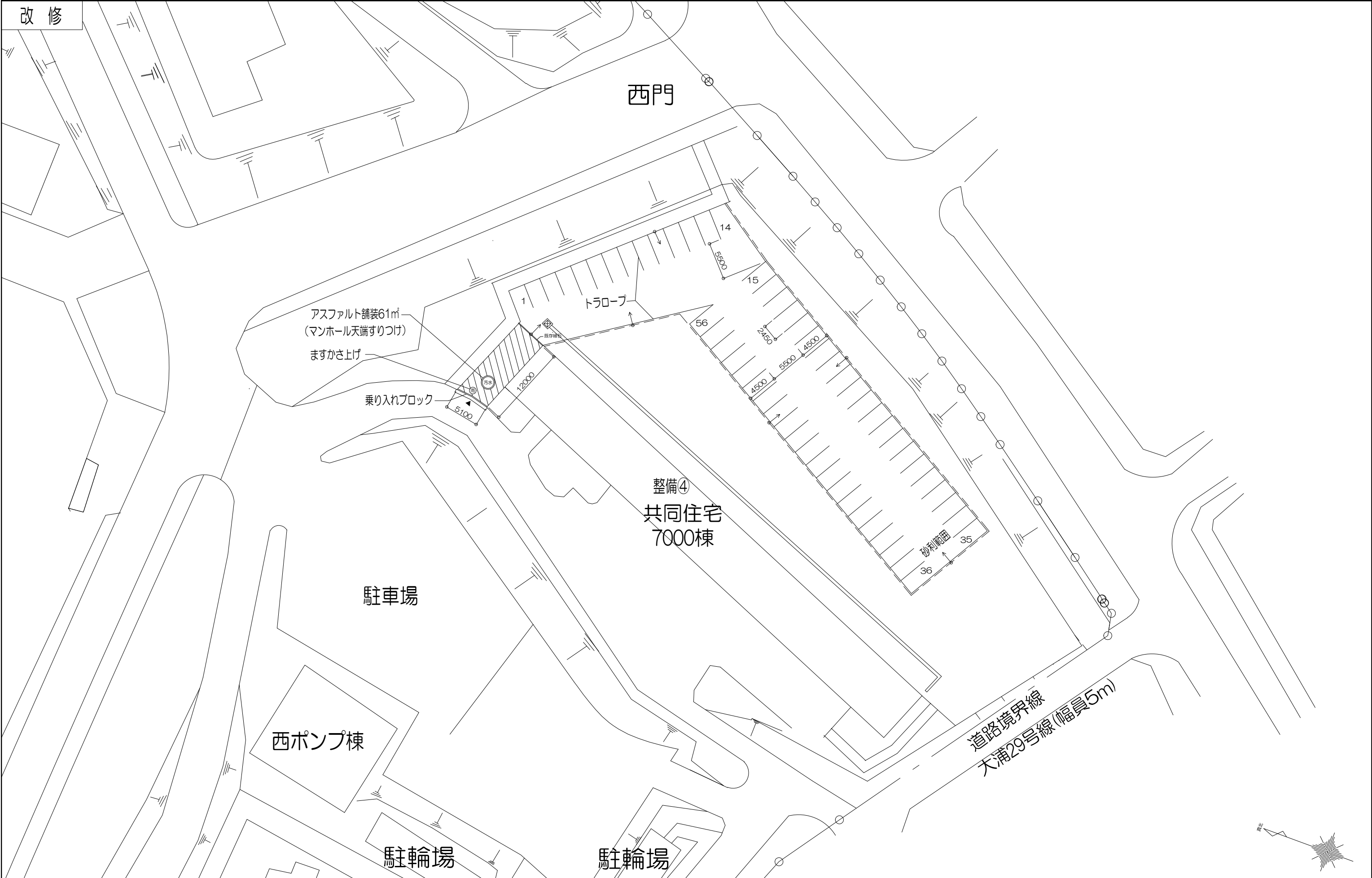
番号	整備位置	整備概要
整備①	4000棟前	除草、既存樹木伐採、整地のうえ砂利敷舗装 トラロープ設置、一部車止め設置
整備②	5000棟跡地	除草、既存砂利舗装のうえ砂利敷追加、トラロープ設置
整備③	6000棟前	除草、既存樹木伐採、遊具撤去、整地のうえ砂利敷舗装 トラロープ設置、一部車止め設置
整備④	7000棟南側空地	除草、既存樹木伐採、侵入口整備、整地のうえ砂利敷舗装 侵入口アスファルト舗装、トラロープ設置
整備⑤	研究所西棟 東側空地	既存アスファルト舗装のうえ区画線引き（既存区画線なし） W150 総延長149m 20台分
整備⑥	3号館・1号館前	既存ベンチ及びテーブル撤去し平板補修 トラロープ設置
構内外灯⑦	電気設備	電気設備の図面による
適用	整備①③④においては、除草後に整備範囲内の測量を行い平面図（高低含む）に設計図の 駐車枠を記載し監督員に提出すること。 工事にあたっては、その報告書を基に監督員からの指示により施工すること。	

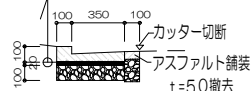
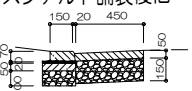
凡例	工事範囲	伐採樹木 リスト	樹高	幹廻り	整備①（4000棟前）	整備③（6000棟前）	整備④（7000棟空地）
			5m超	φ20cm超	31本	46本	2本
			3～5m	φ10～20cm	30本	25本	
			3m未満	φ20cm未満	30本	7本	

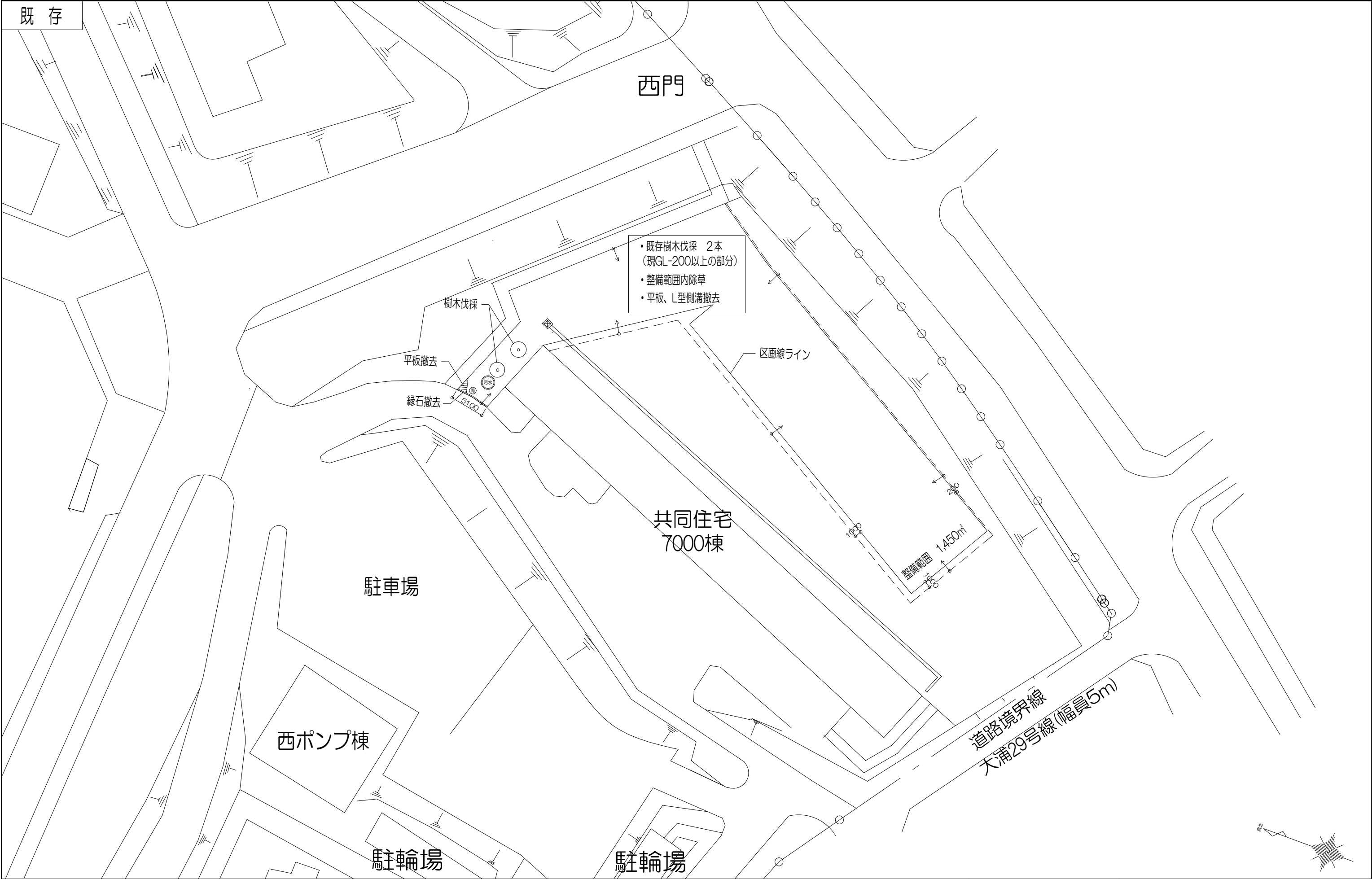
学校法人 産業医科大学 U O E H University of Occupational and Environmental Health	件名	産業医科大学駐車場整備工事（R8）	
	図名	構内配置図・整備概要	2
	縮尺	1/3000（A3）	8
	産 業 医 科 大 学 総 務 部		



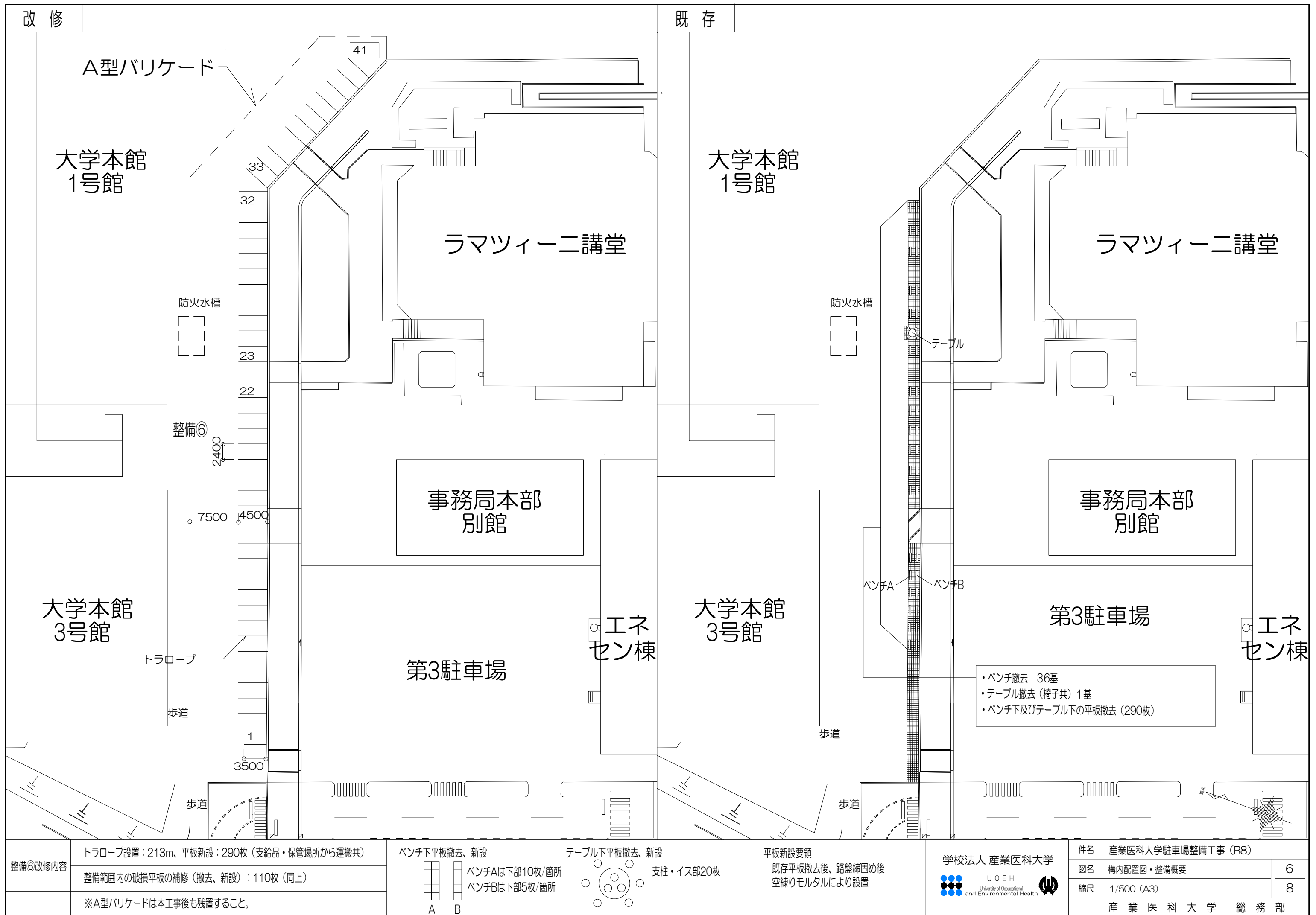
整備①改修内容	整備範囲内の整地（敷均し程度）970㎡、砂利敷き：675㎡（t=50）、トラロープ設置：255m 乗り入れブロック：5.5m 車止め：26基【9-25-1】	L型側溝撤去 乗り入れブロック新設 アスファルト舗装復旧  学校法人 産業医科大学  U O E H University of Occupational and Environmental Health	件名 産業医科大学駐車場整備工事（R8）	
整備②改修内容	砂利敷き：1,400㎡（t=20）トラロープ設置：473m、車止め：48基【9-25-1】		図名 改修図（整備①②③ 改修・既存）	3
整備③改修内容	整備範囲内の整地（敷均し程度）：1,170㎡、砂利敷き：1,030㎡（t=50）、トラロープ設置：306m 乗り入れブロック：6m、車止め：14基【9-25-1】		縮尺 1/500（A3）	8
産業医科大学 総務部				

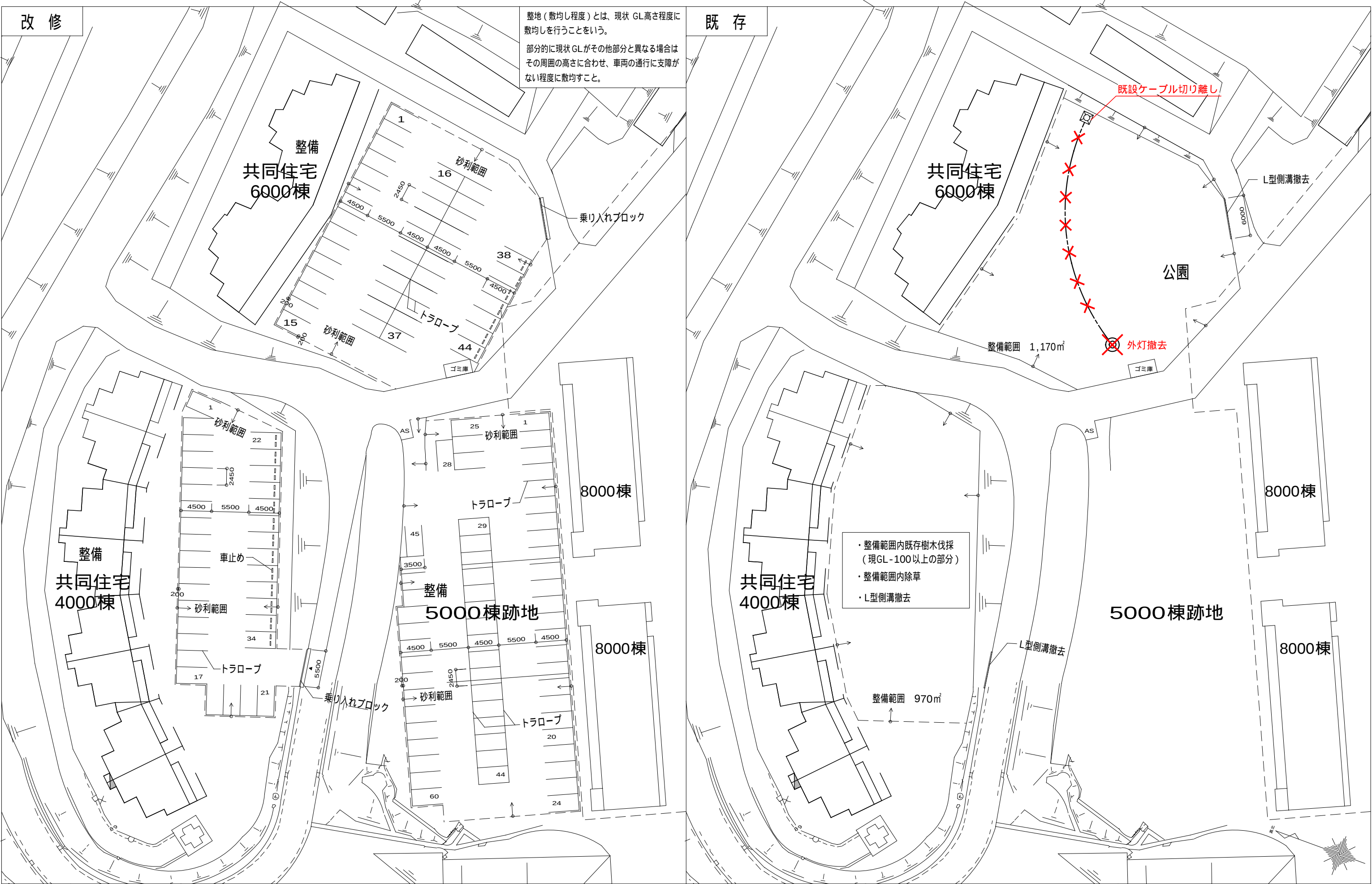


整備④改修内容	整備範囲内の整地（敷均し程度）：1,450㎡、砂利敷き：1,120㎡（t=50）、トラロープ設置：398m 乗り入れブロック：5.1m、アスファルト舗装：61㎡		L型側溝撤去  乗り入れブロック新設 アスファルト舗装復旧 	学校法人 産業医科大学 U O E H University of Occupational and Environmental Health 	
	整地（敷均し程度）とは、現状GL高さ程度に敷均しを行うことをいう。 部分的に現状GLがその他部分と異なる場合はその周囲の高さに合わせ、車両の通行に支障がない程度に敷均すこと。				
			件名	産業医科大学駐車場整備工事（R8）	
			図名	改修図（整備④ 改修）	4
			縮尺	1/500（A3）	8
			産 業 医 科 大 学 総 務 部		

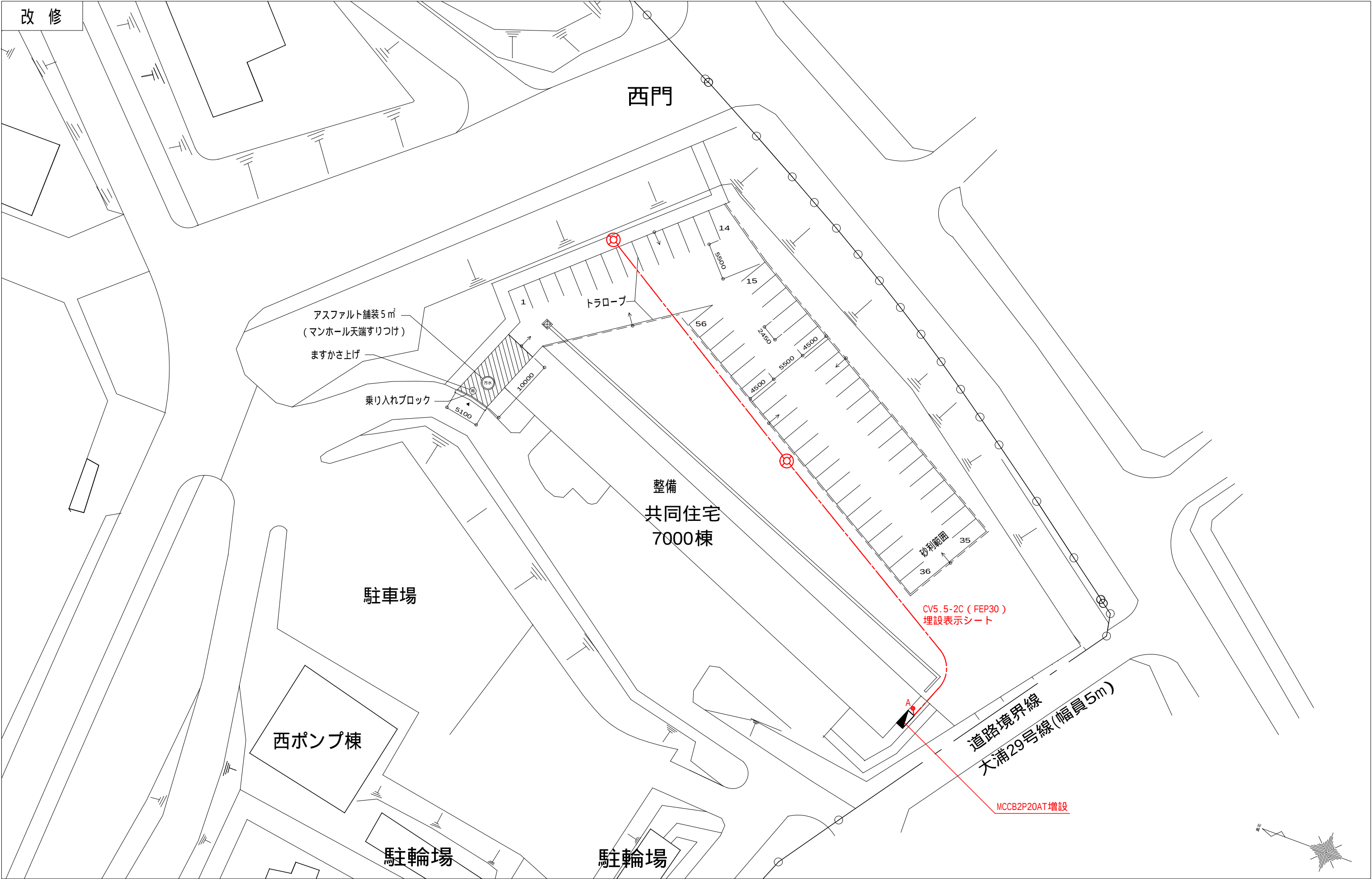


	学校法人 産業医科大学  U O E H University of Occupational and Environmental Health 	件名 産業医科大学駐車場整備工事 (R8)	
		図名 改修図 (整備④ 既存)	5
		縮尺 1/500 (A3)	8
		産 業 医 科 大 学 総 務 部	





改修工事内容	既設外灯撤去（GLレベル撤去、基礎は残置）、既設ケーブル切り離し（切り離し前に電源調査実施、ハンドホール内でテープ処理）	学校法人 産業医科大学 U O E H University of Occupational and Environmental Health	件名 産業医科大学駐車場整備工事（R8）	
			図名 構内外灯設備図（撤去）	7
			縮尺 1/500（A3）	8
			産 業 医 科 大 学 総 務 部	



改修工事内容	外灯新設（2台）、分電盤改造（配線用遮断器増設）、自動点滅器新設	学校法人 産業医科大学 U O E H University of Occupational and Environmental Health	件名	産業医科大学駐車場整備工事（R8）	
	外灯参考品番：NYS15271KLE9（水銀灯250形相当ワイド配光）、ポールは地上高 4.5m、接地工事		図名	構内外灯設備図（新設）	8
			縮尺	1/500（A3）	8
			産 業 医 科 大 学 総 務 部		

入 札 心 得 書

学校法人 産業医科大学
契 約 担 当 役

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 産業医科大学駐車場整備工事 (R8)
- (2) 工 事 場 所 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号
- (3) 工 事 内 容 別添工事仕様書及び図面のとおり
- (4) 工 期 契約締結日から令和9年3月26日まで

2 入札参加資格

- (1) 7・8年度において学校法人産業医科大学における建設工事に係る競争参加資格を有する者であること。
- (2) 国土交通省九州地方整備局が通知する令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格認定通知書における工事種別のうち、建築工事の等級区分が「D」以上であること。
- (3) 応札企業における工事経験

① 工事实績

平成23年度以降に元請けとして完成した次の同種工事の実績を有すること。

※同種工事とは、以下の要件を満たす外構工事を含む建築物の新築、又は改修工事とする。

・外構工作物の整備範囲面積500㎡以上

- (4) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

① 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

② 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

③ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(5) その他

① 公告の日から入札の日までの期間に九州地方整備局等から指名停止を受けていないこと。

② 福岡県内に本支店又は営業所を有すること。

3 競争参加資格の確認等

(1) 2 (2) に掲げる競争参加資格を有することを証明するため九州地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書(写)を提出しなければならない。

(2) 2 (3) に掲げる同種工事の施工実績の証明として「**(別紙1) 企業の施工能力（同種工事の施工実績）**」を作成の上、当該同種工事の契約書（写）及び資格確認ができる設計図書等を併せて提出しなければならない。**(CORINSを含む)**

ただし、契約書（写）は工事名、契約金額、工期及び発注者の確認ができる部分のみとし、設計図書を併せて提出は1件でよい。

なお、参加資格を証明する書類等は「**競争参加資格確認申請書(別記様式2)**」に添えて提出すること。

次の期限までに提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期限 令和8年9月29日(火) 16時00分

② 提出場所 〒807-8555 北九州市八幡西区医生ヶ丘1番1号

学校法人 産業医科大学 財務部 契約課 施設契約係

4 仕様書等に対する質問

(1) 仕様書等に対する質問がある場合は、次に従い**質問書(別記様式1)**により提出すること。

① 提出期間 令和8年9月14日(月)から令和8年9月28日(月)までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで（ただし、9月28日は12時00分まで）

② 提出場所 上記3(3)②に同じ

③ 提出方法 書面は窓口に出すものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

① 閲覧期間 令和8年10月2日(金)から令和8年10月9日(金)までの土曜日、日曜日を

除く毎日 9 時 00 分から 16 時 00 分（ただし、10 月 2 日は 15 時 00 分から）

- ② 閲覧場所 上記 3（3）②に同じ

5 入札書の提出及び入札

- （1） 入札書の提出期限 令和 8 年 10 月 13 日（火）16 時 00 分まで
- （2） 入札書の提出場所 上記 3（3）②に同じ
- （3） 入札書の提出方法 窓口に提出すること。
- （4） 入札の日時及び場所 令和 8 年 10 月 14 日（水）14 時 00 分から

産業医科大学 事務局本部 2 階 会議室

*入札場所等を変更する場合は当日掲示連絡を行う。

*入札場所に立ち入る際は携帯電話等の電源を切ること。

（5） 開札

- ① 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。
- ② 本入札の開札時間に遅刻してはならない。万が一遅刻、あるいは開札に立ち会わない場合は、1 回目の入札は有効とし本学職員が立会い開封する。
ただし、2 回目以降の入札は辞退したものとみなし、参加を認めない。

6 入札書の作成及び提出方法等

（1） 入札書

- ① 入札書の様式は、別添のとおりとする。
- ② 入札書には、入札金額・作成年月日・会社名及び入札者名を記入し、押印をすること。
- ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。
- ④ 一旦提出された入札書は、引き換え、変更又は取り消しはできない。
- ⑤ 代理人による入札の場合は、委任状を提出すること。

（2） 委任状及び使用印鑑証明書

- ① 委任状及び使用印鑑証明書の様式は、別添のとおりとする。
- ② 代理人による入札の場合は、必ず提出すること。
- ③ 入札者が入札書に使用する印鑑を使用印として枠内に押印すること。
- ④ 入札書に押印された入札者の使用印が当該印鑑と異なる場合は、入札書が無効となるので注意すること
- ⑤ 使用印鑑証明書のみ提出する場合は、不要な文言を抹消すること。

（3） 見積書

- ① 見積書の様式は、別添のとおりとする。

② 見積書は、落札者がいない場合の随意契約の際に使用する。

7 入札の無効

- (1) 競争参加資格のない者のした入札。
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (3) 記名、押印のない入札。
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札又は入札金額の記載を訂正した入札。
- (5) その他の事項について訂正印のない入札。
- (6) 再入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって行った入札。
- (7) 明らかに談合によると認められる入札。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした入札。
- (9) 入札に関する条件に反する入札。

8 請負業者及び落札価格の決定

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに抽選により落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、予定価格に達した者がいないときは、直ちに再入札に付する。
- (4) 入札において、入札者がなくなったとき又は落札者がいないときは、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。
- (5) 随意契約によるときは、最低価格の入札者に申し入れを行い、合意に達しない場合には、適宜他の業者に申し入れを行うか、若しくは、不調として処理する。
- (6) 落札者においては、落札金額における**工事費内訳書**を提出すること。

9 契約書及び契約事項

- (1) 契約書は、別添のものとする。
- (2) 参加者は、別添契約書（案）を熟読の上、入札しなければならない。
- (3) 入札後、契約書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (4) 支払いは完了払いとする。

10 入札保証金、契約保証金

- (1) 入札保証金は、免除する。
- (2) 契約保証金は、請負代金額の10分の1以上とする。

11 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 手続きにおける交渉の有無。 無

- (3) 入札心得書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (4) 本入札のため、当大学から貸与した図面、仕様書及び契約書等は、すべて入札終了後返還すること。（入札に参加しないこととなった者については、入札日までに返還すること）
- (5) 本工事の監理・監督は当大学の職員又は当大学が委託する業者の職員が行う。
- (6) 本入札に関する照会先： 財務部契約課 岩田

TEL： 093-691-7185（契約課 施設契約係直通） FAX： 093-692-6651

入 札 書

¥

件 名：産業医科大学駐車場整備工事（R8）

契約書及び入札心得書を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所

商 号

職 氏 名

印

代 理 人

住 所

商 号

職 氏 名

印

学校法人 産業医科大学

契約担当役

常 務 理 事

志村 幸久 殿

見 積 書

¥

件 名：産業医科大学駐車場整備工事（R8）

契約書及び入札心得書を承諾のうえ見積します。

令和 年 月 日

代 表 者

住 所

商 号

職 氏 名

印

代 理 人

住 所

商 号

職 氏 名

印

学校法人 産業医科大学

契約担当役

常 務 理 事 志村 幸久 殿

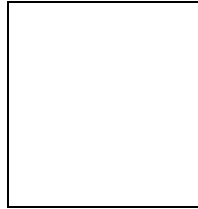
委任状及び使用印証明書

私は、
を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

「産業医科大学駐車場整備工事（R8）」に係る入札及び見積に関すること。
なお、入札及び見積に使用する印章は、次のとおりであります。

使用印



令和 年 月 日

住 所
商 号
代 表 者

印

学 校 法 人 産 業 医 科 大 学

契 約 担 当 役

常 務 理 事

志 村 幸 久 殿

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

学校法人産業医科大学

契約担当役 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

令和8年9月14日付けで公告のありました「産業医科大学駐車場整備工事(R8)」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。
なお、入札公告及び入札心得書の入札参加資格を満たすこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札心得書2(2)に掲げる「九州地方整備局の一般競争(指名競争)参加資格認定通知書(写)」

2 入札心得書2(3)に掲げる「応札企業の同種工事の契約書(写)」

- * 平成23年度以降に元請けとして完成した次の同種工事の実績を有すること。
- ※同種工事とは、以下の要件を満たす外構工事を含む建築物の新築、又は改修工事とする。
 - ・外構工作物の整備範囲面積500 m²以上

3 入札心得書2(3)に掲げる応札企業の同種工事の施工実績を記載した書面(別紙1)と、それに伴う設計図書等

4 入札心得書2(4)に掲げる配置予定技術者の同種工事経験を記載した書面(別記様式3)

注)なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)の切手をはった長3号封筒と申請書を併せて提出してください。

企業の施工能力（同種工事の施工実績）

【産業医科大学駐車場整備工事（R8）】

会社名

同 種 工 事 の 判 断 基 準			平成23年度以降に元請けとして完成した次の、新築、増築又は改修工事の同種工事の実績を有すること。 同種工事とは、以下の要件を満たす外構工事を含む建築物の新築、又は改修工事とする。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資率20%以上のものに限る。) ・外構工作物の整備範囲面積500 m ² 以上		
工 事 名 称 等	工 事 名				
	発 注 者 名				
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)			
	契 約 金 額	(円単位・税込み)			
	工 期	平成・令和 年 月 ～ 平成・令和 年 月			
	受注形態等	単 体 / 共同企業体（出資比率 %）			
工 事 概 要	工 事 内 容				

注 1) 同種工事の施工実績としては、平成23年度以降に工事が完成し、引渡し済みのものに限り記載すること。

入札書提出時及び入札当日持参する書類一覧

入札書提出時

○ 入札書、委任状及び使用印鑑証明書（日付は提出日）

※指定された期日までに提出すること。

※委任状及び使用印鑑証明書は封筒に入れず、手渡しで結構です。

入札書をいれる封筒記載方法

(表面)		(裏面)	
令和○年○月○日 会社名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	学校法人産業医科大学 契約担当役 常務理事 志村 幸久 殿	入札書 件名 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	割印

入札当目

○ 入 札 書

- ・枚数は、2枚用意（コピー）し、各々に記名・押印すること。

○ 見 積 書（入札不調の際に使用）

- ・枚数は、3枚用意（コピー）し、各々に押印すること。

* 注意事項：入札書及び見積書について、押印がコピーのものの使用を認めない。

○ 入札に来られる方の印鑑及び名刺

補足注意事項：配付した仕様書、書類等は、入札終了後破棄して下さい。

入札及び書類等に関してご不明な点がございましたら、事前に
事務担当（契約課 岩田 TEL093-691-7185）あてご連絡下さい。

質問書

(別記様式1)

工事名称 産業医科大学駐車場整備工事 (R8)

提出日：令和 年 月 日

提出社名

質問事項に対する問い合わせ先

所属：

氏名：

電話番号：

番号	質問事項	回 答
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

番号	質問事項	回 答
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		

工 事 請 負 契 約 書（案）

- 1 工 事 名 : 産業医科大学駐車場整備工事（R8）
- 2 工 事 場 所 : 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1 番 1 号
- 3 工 期 : 契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日まで
- 4 請 負 代 金 額 : 一金 円也
(消費税相当額 円を含む。)
- 5 契 約 保 証 金 : 一金 円也
- 6 解体工事に要する費用等 : 別紙のとおり

上記の工事について、発注者 学校法人 産業医科大学と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 住 所 北九州市八幡西区医生ヶ丘 1 - 1
氏 名 学校法人 産業医科大学
契約担当役
常 務 理 事 志村 幸久

受 注 者

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(労働災害・公害の防止及び安全計画)

- 第2条 受注者は、工事の施工にあたっては、産業医科大学が、労働者の安全衛生の確保を目的とする施設であるという社会的意義を十分認識し、労働安全衛生法等関係法令を遵守する等の措置により、労働災害の防止について十分留意して工事を行わなければならない。また、公害並びに一般公衆の迷惑となる事態（以下「公害」という。）の発生を防止するため、万全の措置を講じ、万一公害が生じたときは、その被害を最小限度にとどめるよう最善をつくさなければならない。
- 2 受注者は、発注者の請求があるときは、遅滞なく災害の防止に関する具体的計画

(以下「安全計画」という。)を立案し、発注者の承認を受けるものとする。

- 3 受注者は、工事の施工にあたり、前項の安全計画を適正かつ誠実に実施しなければならない。

(関連工事の調整)

第3条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、

当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第15条第2項の規定による検査に合格したもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第7条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（特許権等の使用）

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第10条 監督職員は学校法人産業医科大学総務部施設課長とする。監督職員は補助者を指名し、監督職員の権限の全部又は一部を委任することがある。

- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第11条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 〔A〕専任の主任技術者
〔B〕専任の監理技術者
〔C〕監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。
以下同じ。）

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

〔注〕第二号の「主任技術者」と「監理技術者」の取扱い

当該工事が建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は、監理技術者を配置するものとし、それ以外の場合は主任技術者を配置するものとする。また、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、これらの主任技術者又は監理技術者を専任の主任技術者又は専任の監理技術者とするものとする。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第14条第1項の請

求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（安全衛生責任者）

第12条 受注者は、工事の施工につき、安全衛生責任者を定め、発注者に通知するものとする。

- 2 安全衛生責任者は、工事現場に常駐し、災害の防止に関する法令の規定、仕様書の記載ならびに安全計画等に基づき災害の防止に関する具体的措置を定め、これを受注者の被用者、下請負人及びその被用者、その他工事関係者に通知徹底させ、かつ実行させる等、災害の防止のため常に最善をつくさなければならない。

（履行報告）

第13条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第14条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督職員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について

決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

- 4 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第 15 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第 16 条 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前 2 項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第17条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、
必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第18条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第19条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合におい

て、

当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督職員は、受注者が第 15 条第 2 項又は第 16 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前 2 項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第 20 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第 1 項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなけれ

ばならない。

- 一 第1項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第21条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第22条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第23条 受注者は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求するこ

とができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮）

第 24 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第 25 条 工期の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 23 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 26 条 請負代金額の変更については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者が協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 27 条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日

本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、
発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 28 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知

しなければならない。

- 3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第55条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等、（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 55 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項又は立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第 32 条 発注者は、第 9 条、第 17 条、第 19 条から第 22 条まで、第 23 条、第 24 条、

第 27 条から第 29 条まで、前条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 33 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡を請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第 34 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の翌月末日までに請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、

その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第 35 条 発注者は、第 33 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第 36 条 欠 条

（保証契約の変更）

第 37 条 欠 条

（前払金の使用等）

第 38 条 欠 条

（部分払）

第 39 条 欠 条

（部分引渡し）

第 40 条 欠 条

（第三者による代理受領）

第 41 条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 34 条（第 40 条において準用する場合を含む。）又は第 39 条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第 42 条 欠 条

(契約不適合責任)

第 43 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 44 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 46 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 45 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められたとき。

- 三 第 11 条第 1 項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第 43 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 46 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 6 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- 四 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- 九 第 48 条又は第 49 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められたとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害

を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 47 条 第 45 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 48 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 49 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 21 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

二 第 22 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 50 条 第 48 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第 51 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第 3 項前段及び第 4 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 45 条、第 46 条又は次条第 3 項の規定によるときは発

注者が定め、第 44 条、第 48 条又は第 49 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段、第 4 項後段及び第 5 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

- 8 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については、発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求権)

第 52 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 工期内に工事を完成することができないとき。

二 この工事目的物に契約不適合があるとき。

三 第 45 条又は第 46 条の規定により工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第 45 条又は 46 条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合(前項の規定により第 2 項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

- 5 第 1 項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代

金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額とする。

- 6 第 2 項の場合（第 46 条第八号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 5 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第 53 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らし発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第 48 条又は第 49 条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第 34 条第 2 項（第 40 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第 54 条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 33 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、

発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以

下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第55条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（制裁金等の徴収）

第 56 条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年 3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第 57 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

[注] 審査会の管轄は、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者にあつては中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者にあつては当該都道府県審査会とする。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 14 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第 58 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第 59 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

(別紙)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及 び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土木	土木工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)
(受注者の見積金額)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注) ・運搬費を含む。